

福岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の支援を図るために、市長が老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合に必要の手続等を定めることを目的とする。

(審判請求の範囲)

第2条 審判の請求は、原則として要支援者が福岡市内に居住している場合に行うものとする。但し、市内に居住する要支援者が、他市町村の措置の被実施者等の場合又は要支援者の所在地が市外である要支援者が、本市の措置の被実施者等の場合は、本市及び関係自治体と協議を行い、本市が審判請求を行うことが適当な場合には、本市が審判請求を行う。

(審判請求の調査等)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 要支援者の事理弁識能力の程度
- (2) 要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 介護保険サービス及び各種福祉サービス等の利用状況並びに支援の必要性
- (4) 要支援者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否
- (5) 親族等による要支援者の支援の可能性
- (6) 要支援者又は親族等による要支援者に関する審判請求の意思の有無
- (7) その他市長が確認を必要とする事項

2 前条及び前項の調査結果を総合的に判断して、特に本市が審判請求する必要があると認められるときは、審判請求を行うものとする。

(親族等への情報提供)

第4条 前条第1項第5号又は第6号において、市長が親族等による支援又は審判請求を行う意思の確認を行う場合には、必要に応じて、要支援者の状況等の情報を個人情報保護の趣旨に反しない範囲において提供し、親族等が行う要支援者支援又は審判請求手続等の援助をすることができる。

(審判請求の決定)

第5条 第3条第2項により、本市が審判請求を行うことを決定した場合は、親族等へ通知を行うものとする。

(審判請求の手続)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求に要した費用の負担)

第7条 市長は家事事件手続法第28条第1項の規定により、第3条第2項の審判請求の費用を負担する。

(審判請求費用の求償)

第8条 市長は、成年後見等開始審判に基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)が選任された場合には、次の各号のいずれかに該当する者を除き、後見人等を通じ、要支援者に対して、審判請求のために要した費用の全部又は一部を求償するものとする。

- (1)生活保護を受給している者
- (2)審判請求の費用を負担することで、生活保護法の保護の基準を下回る者
- (3)その他、費用の求償を行っても、支払うことが、困難と認められる者

(後見人等報酬の助成)

第9条 市長は、第3条第2項の規定により本市が審判請求を行った要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、後見人等報酬の全部又は一部を助成するものとする。ただし、後見人等が4親等以内の親族である場合を除く。

- (1)生活保護を受給している者
 - (2)後見人等の報酬を負担することで、生活保護法の保護の基準を下回る者
 - (3)その他、後見人等の報酬助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- 2 前項の規定により助成の対象となる者が、当該助成を受ける前に死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、家庭裁判所により報酬付与の審判がなされたその成年後見人等を助成の対象とすることができる。

(後見人等の報告義務)

第10条 後見人等報酬の助成を受けている者の後見人等は、要支援者等の生活状況又は資産状況に変化があった場合は、速やかに市長へ報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。